

前橋市景観資産登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の良好な景観形成に寄与する建造物等、樹木及び風景と視点場を、本市が誇るべき景観資産として保全することを目的に、その登録等に関する必要な事項を定めるものとする。

(景観資産)

第2条 景観資産として登録できるものは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建造物等

道路等公共の場所から望見することができ、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のランドマークとなっているもので、地域の良好な景観形成に寄与している次に掲げるもの

ア 建造物等（建築物、工作物）

イ 屋外広告物

ウ その他の構造物

(2) 樹木

道路等公共の場所から望見することができ、地域の良好な景観形成に寄与する天然木等（森林や並木を除く。）

(3) 風景と視点場

地域固有の良好な景観形成を表す、次に掲げる風景及びそれを望見できる道路等公共の視点場

ア 豊かな自然により構成される風景（自然的景観）

イ 歴史・文化の蓄積を感じられる風景（歴史文化的景観）

ウ 市民活動の醸成により生まれた風景（生活文化的景観）

エ 地区を代表する個性を持った風景（個性的景観）

オ その他市民に親しまれている本市を代表する風景

(登録)

第3条 市長は、前条に定める景観資産を景観資産登録原簿に登録することができる。

2 市長は、前項の登録をしようとするときは、あらかじめ、景観カルテに沿った調査を行い、その後に景観審議会の意見を聴くものとする。

(登録の申請)

第4条 第2条第1号及び第2号に該当する建造物等及び樹木の所有者は、景観資産の登録の申請を行うことができる。

2 前項の申請は、景観資産登録申請書により行うものとする。

(登録の推薦)

第5条 市民等は、本市の景観に寄与すると思われる風景と視点場について、市長に登録の推薦をすることができる。

2 市長は、前項の推薦を受けた風景と視点場について、第2条第3号に該当するものであると認めるときは、第3条第1項の規定に基づき登録をすることができる。

(通知及び登録証の交付)

第6条 第4条の規定による申請を受け、第3条第1項の規定による登録をしたとき、市長は、速やかに、当該登録資産の所有者に通知するものとする。

2 第3条第1項の規定による登録は、前項の通知が所有者に到達した時からその効力を生ずるものとする。

3 第1項の通知は、景観資産登録証を交付することをもって行うものとする。

(プレートの授与等)

第7条 第3条第1項の規定による登録をしたときは、市長はその所有者等に対して、登録表示プレート（以下「プレート」という。）を授与できるものとする。

2 前項のプレートの授与を受けた者は、当該プレートを公衆の目に触れやすい場所に設置するよう協力するものとする。

(管理等)

第8条 景観資産の所有者は、この要綱に基づき、当該景観資産を管理しなければならない。

2 景観資産の所有者に関する変更があったときは、所有者は、市長に、その事実が発生した日から速やかに届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、景観資産所有者等変更届出書により行うものとする。

4 景観資産の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該景観資産の管理の責めに任ずべき者（以下この要綱において「管理責任者」という。）に選任することができる。

5 前項の規定により管理責任者を選任するときは、所有者は、市長に、その事実が発生した日から速やかに届け出なければならない。

6 前項の規定による届出については、第2項の規定を準用する。

(現状変更の届出等)

第9条 景観資産に関しその現状を変更しようとするときは、当該景観資産の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、市長に、現状を変更しようとする日の30日前までに、

その旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、景観資産変更届出書により行うものとする。

3 第1項の変更のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の届出は不要とする。

- (1) 保全に係る通常の管理行為
- (2) 外観の変更を伴わない行為
- (3) 災害のための応急処置

(滅失、毀損等)

第10条 景観資産の全部又は一部が滅失し、もしくは毀損したとき、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、市長に、景観資産滅失（毀損）届出書により、その事実を知った日から速やかに届け出なければならない。

(修理)

第11条 景観資産の修理は、所有者（管理責任者がある場合は、その者）が行うものとする。

(登録の抹消)

第12条 市長は、景観資産について、第2条各号の要件を欠く事実が発覚したときは、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定により登録の抹消をしたときは、市長は、速やかに、景観資産の所有者に通知するものとする。

3 前項の通知は、景観資産登録抹消通知書により行うものとする。

4 第1項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に景観資産登録証を市長に返付しなければならない。

(公開)

第13条 景観資産の公開は、所有者（管理責任者がある場合は、その者）が行うものとする。

2 景観資産の情報について、景観カルテに記載された内容は市が公開するものとする。ただし、所有者の意向により公開ができない場合は、この限りでない。

3 前2項の規定に係わらず、第2条第3号に規定する景観資産については、特段の事情のない限り、常に公開するものとする。

(所有者に対する支援)

第14条 市長は、登録をした景観資産の保全又は活用に必要な技術的支援を行うため、所有者（管理責任者がある場合は、その者）の希望により、景観アドバイザーを派遣するこ

とができる。

(保全状況等の確認)

第15条 市長は、登録をした景観資産の保全状況等を確認するため、所有者（管理責任者がある場合は、その者）に、現状について報告させることができる。

2 前項の報告は、景観資産現状報告書により行うものとする。

3 第2条第3号に規定する景観資産については、市長が保全状況等の確認を行うものとする。

(風景及び視点場における通知等の適用除外)

第16条 第2条第3号に規定する景観資産については、第6条及び第8条から第12条までの規定は、適用しない。

(書類の様式)

第17条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 景観資産登録申請書
- (2) 景観資産登録証
- (3) 景観資産所有者等変更届出書
- (4) 景観資産変更届出書
- (5) 景観資産滅失（毀損）届出書
- (6) 景観資産登録抹消通知書
- (7) 景観資産現状報告書
- (8) 景観資産登録原簿
- (9) 景観カルテ

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。